

許可証一覧

2025/12/17 現在

株式会社 藤商

産業廃棄物処分業許可証(中間処理・破碎(移動式))			廃酸 (特別 管理)	廃プラ	ゴム くず	金属 くず	ガラス・コンクリート くず・及び陶 磁器くず	がれき 類	紙くず	木くず	繊維 くず	処理能力
都道府県・政令 指定都市	許可番号	許可年月日 有効期限										
山口県	03525038285	2024(R06).12.16 2031(R13).12.15		●		●						3.032t/日
下関市	07521038285	2025(R07).02.01 2032(R14).01.31		●		●						3.032t/日
島根県	03220038285	2025(R07).08.17 2032(R14).08.16		●		●						3.03t/日
松江市	12920038285	2025(R07).08.17 2032(R14).08.16		●		●						3.03t/日

産業廃棄物収集運搬業許可証											備考
山口県	03515038285	2025(R07).03.12 2032(R14).03.11		●	●	●	●	●		●	積替・保管含む
島根県	03200038285	2024(R06).02.01 2031(R13).01.31		●	●	●	●	●	●	●	
広島県	03400038285	2025(R07).04.09 2032(R14).04.08		●	●	●	●				
岡山県	03300038285	2023(R05).12.08 2030(R12).12.07		●		●					

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証												備考
山口県	03565038285	2023(R05).09.02 2030(R12).09.01	●									積替・保管含む
島根県	03250038285	2024(R06).02.01 2031(R13).01.31	●									
広島県	03450038285	2025(R07).04.09 2032(R14).04.08	●									
岡山県	03350038285	2023(R05).12.08 2030(R12).12.07	●									

古物商許可証	
山口県 第741091000261号	

金属くず類回収業許可証	
山口県 第2019111002号	

第一種フロン類充填回収業者登録		
山口県	第1-739号	2025(R07).12.10 2030(R12).12.09

全省庁統一資格			
中国地方	役務の提供 物品の買受け	C B	2028(R10).3.31まで



許可番号 第03525038285号

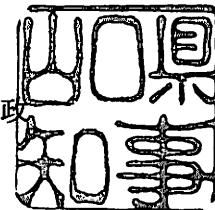
産業廃棄物処分業許可証

住 所 山口県防府市大字西浦154番地の1
氏 名 株式会社藤商
代表取締役 藤村 紘匡

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡嗣政



許可の年月日

令和6年12月16日

許可の有効年月日

令和13年12月15日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎（移動式））

(2) 事業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず（自動車等破碎物を除く。以上2種類）

（これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設

破碎（移動式） 保管場所：山口県防府市大字西浦字潮合154番1

設置年月日：平成24年6月6日、処理能力：3.032t／日（8時間）

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年12月16日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有



許可番号 第03515038285号

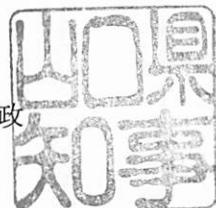
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県防府市大字西浦154番地の1
氏 名 株式会社藤商
代表取締役 藤村 紘匡



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 崇政



許可の年月日

令和 7年 3月 12日

許可の有効年月日

令和 14年 3月 11日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、木くず、ゴムくず、がれき類(これらは、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上6種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

所在地：山口県防府市大字西浦字潮合154番1

面積：14.26m²

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、木くず、ゴムくず、がれき類(これらは、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上6種類

保管上限：35.65m³、積み上げ高さ：2.5m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年3月12日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無(下関市)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有



許可番号 第03565038285号

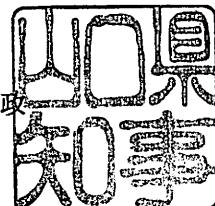
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優
良

住 所 山口県防府市大字西浦154番地の1
氏 名 株式会社藤商
代表取締役 藤村 紘匡

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 則政



許可の年月日

令和5年9月2日

許可の有効年月日

令和12年9月1日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。廃バッテリーに限る。)

以上1種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

所在地：山口県防府市大字西浦字潮合154番1

面積：15.2m²

廃棄物の種類：廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。廃バッテリーに限る。)

以上1種類

保管上限：18.544m³ (屋内保管)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年9月2日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無 (下関市)

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

産業廃棄物処分業許可証

住所 山口県防府市大字西浦154番地の1

株式会社藤商

氏名

代表取締役 藤木 純国
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)産業物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する
第14条の2第1項

下関市長 前田 晋太郎



許可の年月日 令和7年2月1日

許可の有効年月日 令和14年1月31日

1. 事業の範囲

・事業の区分

中間処理 {移動式 (破碎)}

・産業廃棄物の種類

- ・廃プラスチック類 (自動車等破碎物を除く。)
- ・金属くず (自動車等破碎物を除く。)

以上2種類

これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

- ・廃プラスチック類、金属くずの ~ (1)保管場所: 山口県防府市大字西浦154番の1
移動式破碎施設 (2)設置年月日: 平成25年2月13日
(3)処理能力: 3.032t/日

3. 許可の条件

- ・破碎時において、騒音・振動及び粉じん対策を講じること。

4. 許可の更新又は変更の状況

当初許可年月日	平成15年2月1日
更新許可年月日	平成20年2月1日
更新許可年月日	平成25年2月1日
変更届出年月日	平成25年2月13日 (「廃プラスチック類」「金属くず」の移動式 破碎施設の入替え)
更新許可年月日	平成30年2月1日 (優良認定)
更新許可年月日	令和7年2月1日

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 · 無

以下余白



許可番号 03220038285

産業廃棄物処分業許可証

住所 山口県防府市大字西浦154番地の1

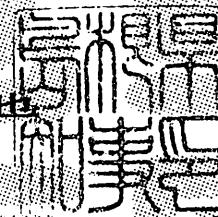
名称 株式会社 藤商

代表取締役 藤木 純一

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山達也



許可の年月日 令和7年8月17日

許可の有効期限 令和14年8月16日

1. 事業の範囲

事業の区分 破砕(移動式)以下余白

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず 以上2品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、
水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

○破砕施設

- 施設の種類：破砕施設(移動式)
- 処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず
- 設置場所：島根県(松江市の区域を除く。)内全域
- 設置位置：島根県(松江市の区域を除く。)内産業廃棄物排出事業場(出張破碎)
- 設置年月日：平成20年10月16日
- 処理能力：0.38t/時間、8時間稼働、3.03t/日
- 設置許可年月日及び許可番号：許可対象外

3. 許可の条件

破碎処理は産業廃棄物排出事業場内での出張破碎に限り、周囲の生活環境保全上支障のある場所では出張破碎を行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成20年11月21日新規許可
- (2) 令和7年8月1日更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

無



許可番号 03200038285

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 山口県防府市大字西浦154番地の1

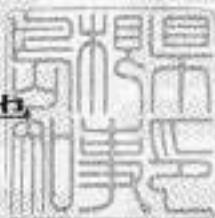
名称 株式会社 月泰商

代表取締役 月泰木寸 純祐 国

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山達也



許可の年月日 令和6年2月1日

許可の有効年月日 令和13年1月31日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

塑プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成15年8月7日新規許可
- (2) 令和6年2月1日更新許可

5. 積替え許可の有無

有 - 無

松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 - 無



許可番号 03250038285

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 山口県防府市大字西浦154番地の1

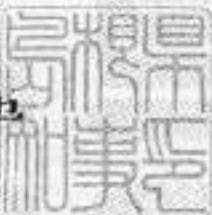
名称 株式会社 月泰商店

代表取締役 月泰 村子 純一

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山達也



許可の年月日 令和6年2月1日

許可の有効年月日 令和13年1月31日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

焼酸(液体濃度2.0%(v/v)以下の濃度に限り、特定危険物でもらうが許す。)
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成24年2月1日新規許可
- (2) 令和6年2月1日更新許可

5. 積替え許可の有無

有・無

松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可番号 12920038285

産業廃棄物処分業許可証

住 戸 所 山口県防府市大字西浦154番地の1
名 称 株式会社 藤商
代表取締役 藤村 純一

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

松江市長 上定 昭仁



許可の年月日 令和7年8月17日

許可の有効年月日 令和14年8月16日

1. 事業の範囲

事業の区分 破碎(移動式) 以下余白

産業廃棄物の種類

- 1 廃プラスチック類
- 2 金属くず

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)
以上2種類 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

破碎施設

- ・施設の種類: 破碎施設(移動式)
- ・処理する産業廃棄物の種類: 1の1, 2の2種類
- ・設置場所: 松江市内全域
- ・設置位置: 松江市内産業廃棄物排出事業場(出張破碎)
- ・設置年月日: 平成20年10月16日
- ・処理能力: 0.38 t/時間、8時間稼働、3.03 t/日
- ・許可年月日及び許可番号: 許可対象外

3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張破碎を行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成30年4月1日松江市の中核市移行によりみなし許可
- (2) 平成30年11月19日更新許可
- (3) 令和7年7月24日更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

許可番号 第03400038285号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 山口県防府市大字西浦154番地の1
氏名 株式会社 藤商
代表取締役 藤村 純匡

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 令和7年4月9日
許可の有効年月日 令和14年4月8日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃ブラウン管、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年4月9日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

市名 一

許可番号 一

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第03450038285号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 山口県防府市大字西浦154番地の1

氏名 株式会社 藤商

代表取締役 藤村 紘匡

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎英彦



許可の年月日 令和7年4月9日

許可の有効年月日 令和14年4月8日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

特別管理産業廃棄物の種類

・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年4月15日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

市名 一

許可番号 一

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第03300038285号

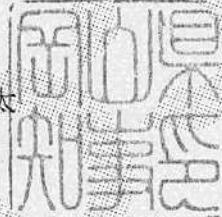
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県防府市大字西浦154番地の1
名 称 株式会社藤商
代表取締役 藤村 紘匡

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許 可 の 年 月 日 令和5年12月8日

許可の有効年月日 令和12年12月7日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 2種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年12月8日 新規許可
令和5年12月8日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	無
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
			取扱う品目	限定がある場合 その内容
1 燃え殻	—		—	
2 汚泥	—		—	
3 廃油	—		—	
4 廃酸	—		—	
5 廃アルカリ	—		—	
6 廃プラスチック類	○	廃バッテリーに限る。	—	
自動車等破碎物	—		—	
7 紙くず	—		—	
8 木くず	—		—	
9 繊維くず	—		—	
10 動植物性残さ	—		—	
11 動物系固形不要物	—		—	
12 ゴムくず	—		—	
13 金属くず	○	廃バッテリーに限る。	—	
自動車等破碎物	—		—	
14 ガラスくず等	—		—	
自動車等破碎物	—		—	
15 鉱さい	—		—	
16 がれき類	—		—	
17 動物のふん尿	—		—	
18 動物の死体	—		—	
19 ばいじん	—		—	
20 産業廃棄物処理物	—		—	
21 輸入廃棄物	—		—	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物 が含まれるかどうか	含まない	—
水銀使用製品産業廃棄物 が含まれるかどうか	含まない	—
水銀含有ばいじん等 が含まれるかどうか	含まない	—

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

- ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
- ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可番号 第03350038285号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県防府市大字西浦154番地の1
名 称 株式会社藤商
代表取締役 藤村 紘匡

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許 可 の 年 月 日 令和5年12月8日

許可の有効年月日 令和12年12月7日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 1種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年12月8日 新規許可
令和5年12月8日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類		取り扱う廃棄物の種類				積替え・保管の有無		無			
						積替え・保管を行う産業廃棄物の種類					
		取り扱う品目	限定がある場合その内容			取り扱う品目	限定がある場合その内容				
1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	-					-					
2 廃酸（pH2.0以下のもの）	○	廃パッテリーに封入されているものに限る。				-					
3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	-					-					
4 感染性産業廃棄物	-					-					
5 廃P·C·B等	-					-					
6 P·C·B汚染物						-					
7 P·C·B処理物	-					-					
8 廃水銀等						-					
9 廃石綿等						-					
10 廃P·C·B等、廃水銀等、廃石綿等を除く特定有害産業廃棄物											
廃棄物の種類	取り扱う品目	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)								
水銀又はその化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアノ化合物	P·C·B	トリクロロエチレン		
アルキル水銀化合物											
燃え殻											
汚泥											
廃油											
廃酸											
廃アルカリ											
鉛さい											
ばいじん											

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取り扱うことができないものを示す。

・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。